

入居募集及び申込の概要

1 入居申込の資格

- (1) 持ち家がなく、住宅に困っている方
- (2) 山形市に住所または勤務先がある方
- (3) 同居する家族（親族）がある方

※ただし、家族を不自然に分割した申し込みはできません。

※結婚予定の方は結婚3カ月前から婚約者を同居者として申し込みできます。

- (4) 収入（月額）が条例等で定めた基準を超えていない方

収入の基準： 計算によって算定した申込者（世帯）の収入認定月額（P7参照）

区 分	一 般 世 帯	高齢者世帯・障がい者や小学校就学前のお子さんがある世帯等
公営住宅	月額 158,000円 以下	月額 214,000円 以下
改良住宅 (小白川住宅)	月額 114,000円 以下	月額 139,000円 以下

- (5) 申込者及び同居予定家族（親族）が暴力団員でないこと。

※暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

なお、原則として市営住宅にお住まいの方は申し込みはできません。

特定目的住宅

次の住宅については、上記の条件に加えて、次の条件を満たす方（世帯）が対象です。

- (1) 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）（大森 28戸、薬師町 18戸、銅町36戸、南山形20戸）

- ① 高齢者（60歳以上）のみからなる世帯（単身可）
- ② 高齢者夫婦世帯（どちらかが60歳以上であれば可）
- ③ 一定の条件を満たす障がい者世帯 ※ただし、入居決定は高齢者世帯が優先されます。

- (2) 車いす常用者対応住宅（飯塚、北部 各2戸）

身体の障がい等により日常生活において常に車いすを使用している方の世帯（単身可）

- (3) 大家族用住宅（南ヶ丘 4LDK 8戸、元木 4DK 16戸）

- ① 6人以上の世帯（大家族世帯）
- ② 60歳以上の方を含む5人以上の世帯（老人同居世帯）

単身入居申込の資格

次の条件を満たす単身の方（配偶者がいない方等）については、単身入居が可能な住宅（P2参照）の募集があった場合に入居申し込みすることができます。

- (1) 昭和34年4月1日以前に生れた方（平成31年4月1日現在で、満60歳以上の方）

- (2) 障がい者の方

- ① 身体障がい者で1級～4級の方
- ② 精神障がい者で1級～3級の方
- ③ ②に相当する程度の知的障がい者の方（療育手帳AまたはBの交付を受けている方）

- (3) その他（詳細については、市営住宅管理センターにご確認ください。）

2 補充入居申込の方法

公募（一般募集）による入居申込の概要は、以下のとおりです。

(1) 募集方法

以下の方法で、募集住宅名、募集戸数、申込受付期間等をお知らせしています。

- ① 「広報やまがた」（毎月1日号）への掲載
- ② 山形市役所及び市営住宅管理センターホームページへの掲載（毎月20日頃）
- ③ 市営住宅管理センター（食糧会館4階）窓口での掲示

(2) 入居申込受付

- ① 期間 上記方法でお知らせします。（原則として毎月初旬）
- ② 場所 市営住宅管理センター（食糧会館4階）
- ③ 方法 所定の申込書に必要事項を記載の上、必要書類を添えて申込みください。
 - ・申込書は市営住宅管理センター窓口にて備え付けております。
 - ・申込みの際は、できる限り本人または同居する家族の方がいらしてください。
 - ・申込受付時に資格審査をします。書類不備の申込み、郵送による申込みは受付られません。
 - ・申込みできる住宅は、募集住宅のうち1つです。なお、要援護世帯に該当する方は、別途、要援護世帯^{※1}への割当て住宅にも申し込みができます。

※1 要援護世帯に該当する世帯は以下のとおりです。

- ・高齢者世帯（入居申込時における年齢が60歳以上の方のみまたはいずれかが60歳以上の夫婦のみの世帯）
- ・障がい者のいる世帯 ・母子(父子)世帯 ・小学校就学前のお子さんがある世帯
- ・東日本大震災等による福島県からの避難者で原子力災害に伴う避難指示区域以外からの避難者世帯（子供避難者支援法）
- ・引揚者・公営住宅法による収入認定月額が0円となる著しく所得の低い世帯

(3) 入居決定

- ① 公開抽選により入居順位を決定します。
- ② 入居決定者
 - ・抽選会で入居が決定した方は、所定の契約手続きの後、市が通知した入居可能日以降に入居していただきます。
 - ・入居決定後に入居を辞退した場合、辞退届の提出の日から3カ月間市営住宅の申込みを受け付けません。（辞退の際は辞退届の提出が必要です。）
- ③ 入居補欠者
 - ・入居順位により入居補欠者に決定した方は、決定から3カ月間資格を有することになります。なお3か月以内に入居決定の通知が無かった場合は、補欠資格失効となります。
 - ・入居辞退者があった場合または申込みした住宅（同タイプに限る）の空き部屋が出た場合は、市営住宅管理センターから順位順に連絡します。
 - ・連絡を受けた方からは、所定の契約手続きの後、市が通知した入居可能日以降に入居していただきます。ただし、入居決定者同様、入居を辞退した場合は、辞退届の提出の日から3カ月間市営住宅の申込みを受け付けません。（辞退の際は辞退届の提出が必要です。）
 - ・入居決定（市営住宅管理センターからの連絡）前に他の市営住宅に申込みする場合は、申込取消届の提出が必要です。

(4) 随時入居申込できる住宅

天満アパート3・4・5階（単身不可）、小白川アパート3・4階（単身不可）、元木アパートA、C棟 大家族用（入居世帯6名以上もしくは60歳以上の者を含む場合は5名）に空き部屋がある場合は、随時申込を受け付けます。（公開抽選によらず入居の決定を行います。）

なお、対象住宅の追加等があった場合は、市営住宅管理センターホームページ及び毎月の募集案内でお知らせします。

【注意事項】

書類の記載事項や申込者からの申立等に虚偽や不正があった場合は、申込みの受付及び入居の決定を取り消します。

3 申込みに必要な書類

必要書類については、概ね以下のとおりですが、事前に市営住宅管理センターにご確認ください。

- (1) 「市営住宅入居申込書」
- (2) 「世帯全員の住民票の写し」（筆頭者及び続柄記載のもの）
※単身者等は、戸籍謄本も必要になります。
- (3) 「所得額を証する書類」
 - ① 申込み時期が1月から6月までの場合
 - ・「前々年の所得証明書」（中学生以下の方を除く全員分）
 - ・「前年分の給与所得等の源泉徴収票」（前年1年間同じ勤務先で勤務し現在もそこに勤務している方、前年1年間年金収入があった方など）
 - ・当年に提出した「確定申告書の写し」（自営業の方など）
 - ② 申込み時期が7月から12月までの場合
 - ・「前年の所得証明書」（中学生以下の方を除く全員分）
- (4) 「その他必要な書類」

上記のほか、就業時期や世帯の状況等により、書類が必要になる場合があります。
（例：退職証明書、勤務先からの給与支払証明書、年金の振込額通知書、障がい者手帳等）

※婚約中の方の場合、(2)については、「双方の住民票の写し」と「婚約証明書」が必要になります。

※「所得証明書」については、証明を必要とする年の翌年1月1日の住所地の自治体に申請してください。

※「勤務先からの給与支払証明書」「婚約証明書」は市営住宅管理センター備え付けの用紙で提出いただきます。

〔寡婦(寡夫)控除のみなし適用について〕

入居申込み者の収入認定月額を計算する上で、婚姻歴のないひとり親でも税法上の寡婦(寡夫)控除の措置をみなしでうけられます。

- (1) 対象となる方
婚姻歴のないひとり親で、税法上の寡婦(寡夫)控除や非課税の措置を受けていない方
- (2) 必要書類
上記申込みに必要な書類のほかに「戸籍謄本」を提出してください。

入居手続き等

入居決定者に対しては、入居決定後に詳細な説明をいたします。

1 入居請書（契約書）の提出

入居決定者は、入居決定の通知を受けた日から10日以内に、要件を満たす連帯保証人（2名以内）との連署による「請書」の提出、敷金（家賃の3カ月）の納付が必要になります。

※個人番号カード、同意書（同意書に本人以外の記名がある場合は委任状）、ご本人（窓口に来られた方）の身分証明書が必要になります。

[連帯保証人の資格]

- ・市区町村県民税が課税されており、かつ、その滞納がない方
- ・山形市営住宅に入居していない方

※住所要件はありません。（山形市以外の方でも可）

※添付書類として、連帯保証人の「印鑑登録証明書」と「市区町村県民税の納税証明書」が必要になります。

2 家賃以外の使用料等について

以下については、入居者で組織している団体（駐車場管理組合等）に納付することになります。

- ・共用部分の電気料や水道料等の共益費
- ・駐車場使用料（駐車場がある住宅の入居者で、駐車場を使用する方）

主な遵守事項等

- 1 市営住宅の入居者は、各自の住宅や共同施設について必要な注意を払って使用し、適正に維持管理しなければなりません。（保管義務）
- 2 日常生活等において他の入居者などに迷惑を及ぼす行為や、市営住宅内での犬や猫などのペットの飼育を禁じています。（迷惑行為等の禁止）

上記のような事項を守っていただけない場合は、住宅の明渡しを請求することがあります。